

全面緊急事態における 住民防護措置に関する資料（ひな型） 【泊地域版】

＜作成事例＞

本資料は、全面緊急事態における防護措置を緊急時に判断・実施することができるよう、「泊地域の緊急時対応(全体版)」（改定 平成29年12月21日版）（以下、「緊急時対応」という。）から関連箇所を抜粋した「ひな型」である。

【有事におけるひな型の使い方】

ERC⇒OFC又は道本部への要請を受けて、「状況確認」及び「内容修正」を行う
※状況確認を依頼した主体が、必要に応じて「内容修正」（調整も含む）を行う

＜構成＞

大項目	中項目	該当頁
防護措置の概要	PAZ内住民がとるべき措置 UPZ内住民がとるべき措置	P2～P3
対象者数	PAZ内・UPZ内の対象者数	P4
避難の実施計画 (PAZ住民)	避難の実施計画 PAZ内から避難先までの主な経路 移動手段の確保状況 安定ヨウ素剤の予防服用に関する事項 PAZ内住民がとるべき措置に関する留意事項	P5～P13
屋内退避の実施計画 (UPZ住民)	UPZ町村における屋内退避の実施計画 UPZ内住民がとるべき措置に関する留意事項	P14～P15
対象住民への周知	対象住民への周知に当たっての考慮事項	P16

PAZ内住民がとるべき措置

北海道電力株式会社泊発電所から概ね5km圏(PAZ)における全ての住民を対象に、避難を実施(対象:2町村 2,298人)

<防護措置の基本的考え方>

- 安全確保を優先し、安全が確保された場合にのみ避難を実施

【泊村】

- 泊村の住民は、安定ヨウ素剤を服用し、自家用車及びバスを使用し、一時滞在場所(札幌市南区体育館)を経由して、札幌市内の避難先(アパホテル&リゾート<札幌>)に避難を実施

【共和町】

- 共和町の住民は、バス集合場所で安定ヨウ素剤の配布を受け、服用し、避難用車両(バス)により留寿都村内の避難先(兼一時滞在場所:ルスツリゾート)に避難を実施

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- P.4以降の内容をもとに、OFC (OFCに要員が参集できない場合は道本部)が内容修正
- 緊急時対応では、以下の事態が発生した場合の方針を記載。下記以外の不測事態が発生した場合には、状況にあわせて立案が必要
 - * 自然災害等により道路等が通行不能になった場合の復旧策:P.38に記載
 - * 降雪時の避難経路の確保:P.39に記載
 - * 暴風雪や大雪時における対応:P.40-42に記載
 - * 津波との複合災害時におけるPAZ内の防護措置:P.43-44に記載

UPZ内住民がとるべき措置

北海道電力株式会社泊発電所から概ね30km圏(UPZ)における全ての住民を対象に、屋内退避を実施(対象:13町村 74,649人)

<防護措置の基本的考え方>

- 自宅での屋内退避を原則とするが、自宅にて屋内退避の実施が困難な場合は、安全な近隣の指定避難所等において、屋内退避を実施
- UPZの自力で帰宅できない一時滞在者は、各町村の指示に従い、屋内退避を実施

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- P.4以降の内容をもとに、OFC (OFCに要員が参集できない場合は道本部)が内容修正
- 緊急時対応では、以下の事態が発生した場合の方針を記載。下記以外の不測事態が発生した場合には、状況にあわせて立案が必要
 - * 自然災害等(地震※)によりUPZ内における屋内退避が困難な場合の対応:
P.71に記載

対象者数

状況確認
【13町村】

状況確認後、内容修正
【OFC or 道本部】

関係町村名	PAZ内 (概ね5km圏内)		UPZ内 (概ね5~30km圏内)		合 計	
	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数
泊村	1,380人	740世帯	333人	187世帯	1,713人	927世帯
共和町	1,412人	703世帯	4,687人	2,195世帯	6,099人	2,898世帯
岩内町	0人	0世帯	13,179人	6,990世帯	13,179人	6,990世帯
神恵内村			897人	483世帯	897人	483世帯
寿都町			402人	286世帯	402人	286世帯
蘭越町			4,887人	2,359世帯	4,887人	2,359世帯
ニセコ町			5,142人	2,630世帯	5,142人	2,630世帯
倶知安町			15,836人	8,539世帯	15,836人	8,539世帯
積丹町			2,179人	1,139世帯	2,179人	1,139世帯
古平町			3,344人	1,854世帯	3,344人	1,854世帯
仁木町			3,363人	1,763世帯	3,363人	1,763世帯
余市町			19,372人	10,001世帯	19,372人	10,001世帯
赤井川村			1,028人	499世帯	1,028人	499世帯
合 計	2,792人	1,443世帯	74,649人	38,925世帯	77,441人	40,368世帯

※人口：平成29年5月31日現在

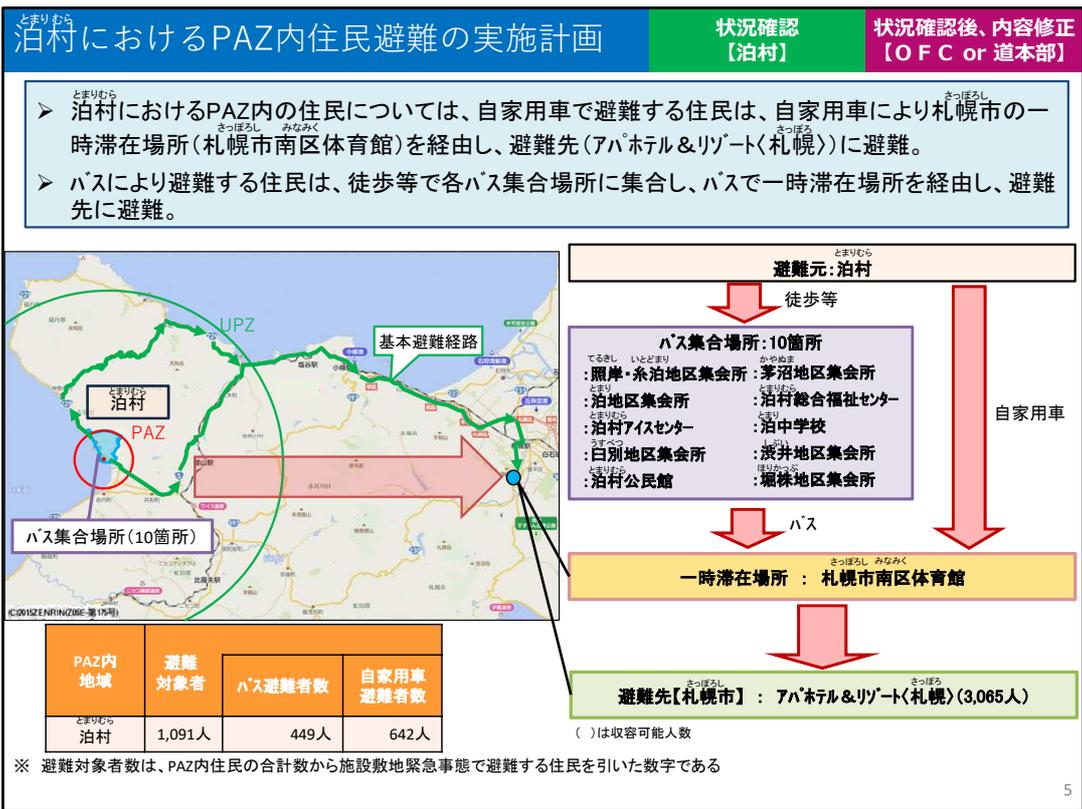
4

緊急時対応P.7を加工

※ PAZ内については、施設敷地緊急事態において防護措置を実施する数を除いておく
必要あり(2,792-2,298=494人が施設敷地緊急事態で避難等を実施する者)

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 13町村が確認する事項
 - 対象人数及び対象世帯数
 - <確認ルート①：現地事故対策連絡会議事務局住民安全班⇔(町村連絡員)⇔町村本部>
 - <確認ルート②：道本部⇔町村本部> (※OFCに要員が参集できない場合)
- 13町村の内容をもとに、合計値の修正



PAZ内 地域	避難 対象者	バス避難者数	自家用車 避難者数
とまりむら 泊村	1,091人	449人	642人

※ 避難対象者数は、PAZ内住民の合計数から施設敷地緊急事態で避難する住民を引いた数字である

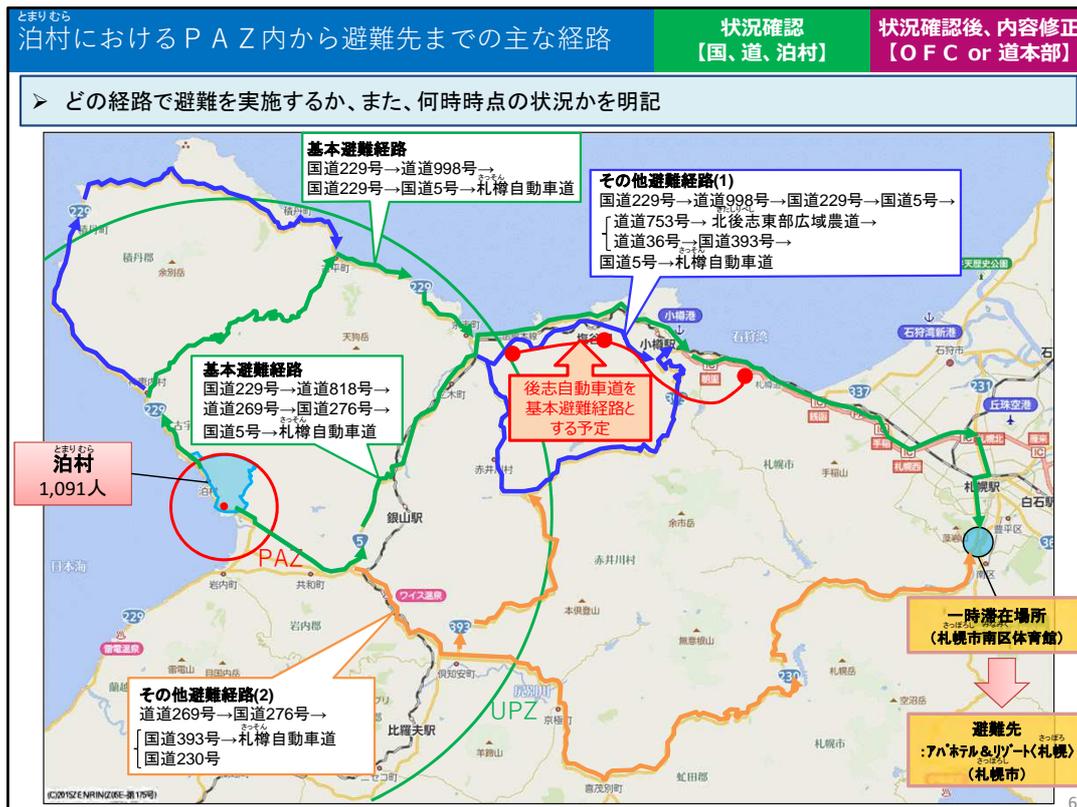
緊急時対応P.47を加工

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 泊村が確認する事項
 - バス集合場所の使用可否、可の場合には開設準備状況
 - 一時滞在場所の使用可否、可の場合には開設準備状況
 - 避難先の使用可否、可の場合には開設準備状況

<確認ルート①: 現地事故対策連絡会議事務局住民安全班⇔(村連絡員)⇔村本部>

<確認ルート②: 道本部⇔村本部> (※OFCに要員が参集できない場合)
- 計画変更が必要な場合は、OFC (OFCに要員が参集できない場合は道本部)が立案。その際、泊村との協議が必要

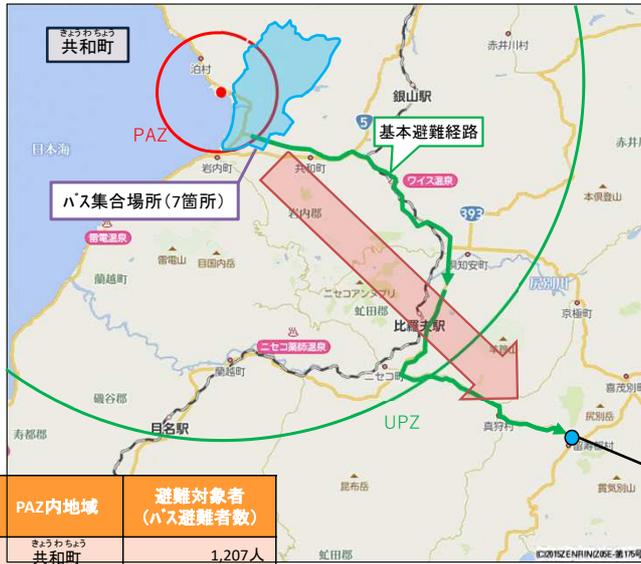


緊急時対応P.52を加工

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 国が確認する事項
 - 村外の基本避難経路／その他避難経路のうち国管理道路に関する通行不能箇所の有無、有の場合には具体的な地点、影響の範囲及び復旧目処
 <確認ルート①: 現地事故対策連絡会議事務局住民安全班⇔北海道開発局>
 <確認ルート②: 道本部⇔北海道開発局> (※OFCに要員が参集できない場合)
- NEXCOが確認する事項
 - 村外の基本避難経路／その他避難経路のうちNEXCO管理道路に関する通行不能箇所の有無、有の場合には具体的な地点、影響の範囲及び復旧目処
 <確認ルート①: 現地事故対策連絡会議事務局住民安全班⇔NEXCO>
 <確認ルート②: 道本部⇔NEXCO> (※OFCに要員が参集できない場合)
- 道が確認する事項
 - 村外の基本避難経路／その他避難経路のうち道管理道路に関する通行不能箇所の有無、有の場合には具体的な地点、影響の範囲及び復旧目処
 <確認ルート①: 現地事故対策連絡会議事務局住民安全班⇔(道現地本部)⇔道本部>
 <確認ルート②: 道本部により把握> (※OFCに要員が参集できない場合)
- 泊村が確認する事項
 - 村内の基本避難経路／その他避難経路につながる村内の通行不能箇所、有の場合には具体的な地点、影響の範囲及び復旧目処
 <確認ルート①: 現地事故対策連絡会議事務局住民安全班⇔(村連絡員)⇔村本部>
 <確認ルート②: 道本部⇔村本部> (※OFCに要員が参集できない場合)
- 基本避難経路が使用できる場合は、基本避難経路を選択
- 基本避難経路は使用できないが、その他避難経路が使用できる場合は、その他避難経路を選択
- 基本避難経路及びその他避難経路が使用できない場合は、OFC (OFCに要員が参集できない場合は道本部)が立案。その際、泊村との協議が必要

共和町におけるPAZ内の住民については、徒歩等で各バス集合場所に集合し、バスにより留寿都村の避難先(ルスツリゾート)に避難。



避難元: 共和町

徒歩等

バス集合場所: 7箇所

北電体育館
宮丘地区寿の家
北辰小学校
発足コミュニティセンター
発足克雷管理センター
はまなす幼児センター
ビシヤムナイ会館

バス

避難先(兼一時滞在場所)【留寿都村】
ルスツリゾート(4,488人)

()は収容可能人数

PAZ内地域	避難対象者 (バス避難者数)
共和町	1,207人

※ 避難対象者数は、PAZ内住民の合計数から施設敷地緊急事態で避難する住民を引いた数字である

緊急時対応P.47を加工

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 共和町が確認する事項
 - バス集合場所の使用可否、可の場合には開設準備状況
 - 避難先(兼一時滞在場所)の使用可否、可の場合には開設準備状況
 - <確認ルート①: 現地事故対策連絡会議事務局住民安全班⇔(町連絡員)⇔町本部>
 - <確認ルート②: 道本部⇔町本部> (※OFCに要員が参集できない場合)
- 計画変更が必要な場合は、OFC (OFCに要員が参集できない場合は道本部)が立案。その際、共和町との協議が必要



緊急時対応P.53を加工

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 国が確認する事項
 - 町外の基本避難経路／その他避難経路のうち国管理道路に関する通行不能箇所の有無、有の場合には具体的な地点、影響の範囲及び復旧目処
 - <確認ルート①: 現地事故対策連絡会議事務局住民安全班⇔北海道開発局>
 - <確認ルート②: 道本部⇔北海道開発局> (※OFCに要員が参集できない場合)
- 道が確認する事項
 - 町外の基本避難経路／その他避難経路のうち道管理道路に関する通行不能箇所の有無、有の場合には具体的な地点、影響の範囲及び復旧目処
 - <確認ルート①: 現地事故対策連絡会議事務局住民安全班⇔(道現地本部)⇔道本部>
 - <確認ルート②: 道本部にて把握> (※OFCに要員が参集できない場合)
- 共和町が確認する事項
 - 町内の基本避難経路／その他避難経路の通行不能箇所、有の場合には具体的な地点、影響の範囲及び復旧目処
 - <確認ルート①: 現地事故対策連絡会議事務局住民安全班⇔(町連絡員)⇔町本部>
 - <確認ルート②: 道本部⇔町本部> (※OFCに要員が参集できない場合)
- 基本避難経路が使用できる場合は、基本避難経路を選択
- 基本避難経路は使用できないが、その他避難経路が使用できる場合は、その他避難経路を選択
- 基本避難経路及びその他避難経路が使用できない場合は、OFC (OFCに要員が参集できない場合は道本部)が立案。その際、共和町との協議が必要

移動手段の確保状況				状況確認 【国、道】			状況確認後、内容修正 【OFC or 道本部】		
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 北海道は「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき、北海道バス協会に住民避難用バスを要請 ▶ 北海道バス協会は、同要領に基づく北海道からの要請を踏まえ、住民避難用バスを調整・確保するとともに、更に余裕を持った台数を確保 									
町村名	バス 【要請先:北海道バス協会】			船舶 【要請先:-】			航空機 【要請先:-】		
	必要 台数	確保済 台数	不足 台数	必要 隻数	確保済 隻数	不足 隻数	必要 機数	確保済 機数	不足 機数
	手配状況			手配状況			手配状況		
泊村	16台	台	台	—	—	—	—	—	—
共和町	35台	台	台	—	—	—	—	—	—
合計	51台	台	台	—	—	—	—	—	—

9

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 国が確認する事項
 - 道内で輸送手段を確保できない場合や、自然災害等により避難経路の途絶等の不測事態に備えた準備
 - ＜確認ルート①: 現地事故対策連絡会議事務局住民安全班⇔実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)＞
 - ＜確認ルート②: 道本部⇔実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)＞(※OFCに要員が参集できない場合)
- 道が確認する事項
 - バスの調達可能台数、乗車場所・避難経路・輸送先
 - バスによる円滑な避難のための措置(運転手の放射線防護対策、給油体制の確保等)
 - ＜確認ルート①: 現地事故対策連絡会議事務局住民安全班⇔(道現地本部)⇔道本部⇔北海道バス協会等＞
 - ＜確認ルート②: 道本部⇔北海道バス協会等＞(※OFCに要員が参集できない場合)
- 北海道バス協会にて必要な車両が確保できない場合には、緊急時対応に基づき、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

泊村PAZ内における安定ヨウ素剤の 予防服用に関する事項	状況確認 【泊村】	状況確認後、内容修正 【OFC or 道本部】																																										
<p>とまりむら 泊村では、安定ヨウ素剤の事前配布を実施。平成29年5月21日現在、1,070人に配布済み。 事前配布できていない住民については、安定ヨウ素剤緊急配布場所となっているバス集合場所を受け取った上で避難を行う。</p>																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>対象住民数</th> <th>配布者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ほりかつぶ 榎株地域</td><td>127人</td><td>108人</td></tr> <tr><td>しらい 浜井地域</td><td>196人</td><td>163人</td></tr> <tr><td>かやぬま 茅沼地域</td><td>351人</td><td>287人</td></tr> <tr><td>うまべつ 白別地域</td><td>182人</td><td>143人</td></tr> <tr><td>第一地域</td><td>37人</td><td>33人</td></tr> <tr><td>第二地域</td><td>104人</td><td>93人</td></tr> <tr><td>第三地域</td><td>145人</td><td>133人</td></tr> <tr><td>てるかし 照岸地域</td><td>120人</td><td>110人</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,262人</td><td>1,070人</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">緊急配布場所:10箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>てるかし いとどまり 照岸・糸泊地区集会所</td> <td>かやぬま 茅沼地区集会所</td> </tr> <tr> <td>とまりむら 泊地区集会所</td> <td>とまりむら 泊村総合福祉センター</td> </tr> <tr> <td>とまりむら 泊村アイセンター</td> <td>とまりむら 泊中学校</td> </tr> <tr> <td>うまべつ 白別地区集会所</td> <td>しらい 浜井地区集会所</td> </tr> <tr> <td>とまりむら 泊村公民館</td> <td>ほりかつぶ 榎株地区集会所</td> </tr> </tbody> </table>	地区名	対象住民数	配布者数	ほりかつぶ 榎株地域	127人	108人	しらい 浜井地域	196人	163人	かやぬま 茅沼地域	351人	287人	うまべつ 白別地域	182人	143人	第一地域	37人	33人	第二地域	104人	93人	第三地域	145人	133人	てるかし 照岸地域	120人	110人	合計	1,262人	1,070人	緊急配布場所:10箇所		てるかし いとどまり 照岸・糸泊地区集会所	かやぬま 茅沼地区集会所	とまりむら 泊地区集会所	とまりむら 泊村総合福祉センター	とまりむら 泊村アイセンター	とまりむら 泊中学校	うまべつ 白別地区集会所	しらい 浜井地区集会所	とまりむら 泊村公民館	ほりかつぶ 榎株地区集会所
地区名	対象住民数	配布者数																																										
ほりかつぶ 榎株地域	127人	108人																																										
しらい 浜井地域	196人	163人																																										
かやぬま 茅沼地域	351人	287人																																										
うまべつ 白別地域	182人	143人																																										
第一地域	37人	33人																																										
第二地域	104人	93人																																										
第三地域	145人	133人																																										
てるかし 照岸地域	120人	110人																																										
合計	1,262人	1,070人																																										
緊急配布場所:10箇所																																												
てるかし いとどまり 照岸・糸泊地区集会所	かやぬま 茅沼地区集会所																																											
とまりむら 泊地区集会所	とまりむら 泊村総合福祉センター																																											
とまりむら 泊村アイセンター	とまりむら 泊中学校																																											
うまべつ 白別地区集会所	しらい 浜井地区集会所																																											
とまりむら 泊村公民館	ほりかつぶ 榎株地区集会所																																											
<p>●:各集落ごとのバス集合場所10箇所</p>		10																																										

緊急時対応P.108を加工

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 泊村が確認する事項
 - バス集合場所での安定ヨウ素剤の緊急配布可否、可の場合には準備状況
 - 自家用車避難者に対する安定ヨウ素剤の配布場所(最寄りのバス集合場所)
 - <確認ルート①:現地事故対策連絡会議事務局医療班⇄(村連絡員)⇄村本部>
 - <確認ルート②:道本部⇄村本部>(※OFCに要員が参集できない場合)

- 計画変更が必要な場合は、OFC (OFCに要員が参集できない場合は道本部)が立案。その際、泊村との協議が必要

共和町PAZ内における安定ヨウ素剤の
予防服用に関する事項

状況確認
【共和町】

状況確認後、内容修正
【OFC or 道本部】

- ▶ 共和町では、避難を行う際にバス集合場所にて安定ヨウ素剤を緊急配布することとしており、そのため、北海道とともにPAZ内住民を対象に安定ヨウ素剤の配布・服用に係る事前問診を行っている。
- ▶ 平成29年5月25日現在、933人の事前問診を完了。



安定ヨウ素剤の緊急配布場所 (バス集合場所)	対象住民数	問診済住民数
宮丘地区寿の家	81人	59人
北辰小学校	21人	14人
ビンヤムナイ会館	65人	61人
発足コミュニティセンター	155人	145人
はまなす幼児センター	332人	250人
発足克雷管理センター	161人	117人
北電体育館	319人	287人
合計	1,134人	933人

緊急時対応P.109を加工

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 共和町が確認する事項
 - バス集合場所での安定ヨウ素剤の緊急配布可否、可の場合には準備状況
 <確認ルート①: 現地事故対策連絡会議事務局医療班⇔(町連絡員)⇔町本部>
 <確認ルート②: 道本部⇔町本部> (※OFCに要員が参集できない場合)
- 計画変更が必要な場合は、OFC (OFCに要員が参集できない場合は道本部)が立案。その際、共和町との協議が必要

①PAZの避難

- 避難の実施にあたり、留意すべき事項があれば記載

②避難を円滑に行うための対応策

- PAZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリからの映像伝送により道路渋滞を把握し、北海道、泊村、共和町及び北海道警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・誘導・規制、「交通情報板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

③避難所等の開設準備状況

- 泊村の一時滞在所（札幌市南区体育館）及び避難先（アパホテル&リゾート〈札幌〉）は開設済。
- 共和町の避難先（兼一時滞在所施設：ルスツリゾート）は開設済。

12

「②避難を円滑に行うための対応策」：緊急時対応P.54から引用

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 国が確認等する事項
 - ①の立案
＜確認ルート①：現地事故対策連絡会議事務局住民安全班⇔事故対策本部（ERC）＞
＜確認ルート②：道本部⇔事故対策本部（ERC）＞（※OFCに要員が参集できない場合）
 - ②の実施可否確認、可の場合は準備状況
＜確認ルート①：現地事故対策連絡会議事務局住民安全班⇔道警・北海道開発局＞
＜確認ルート②：道本部⇔道警・北海道開発局＞（※OFCに要員が参集できない場合）
- 道が確認等する事項
 - ②の実施可否確認、可の場合は準備状況
＜確認ルート①：現地事故対策連絡会議事務局住民安全班⇔（道現地本部）⇔道本部＞
＜確認ルート②：道本部にて把握＞（※OFCに要員が参集できない場合）
- 泊村、共和町が確認する事項
 - ②の実施可否確認、可の場合は準備状況
 - ③の状況確認〔再掲〕
＜確認ルート①：現地事故対策連絡会議事務局住民安全班⇔（町村連絡員）⇔町村本部＞
＜確認ルート②：道本部⇔町村本部＞（※OFCに要員が参集できない場合）
- ①の記載内容確認、必要に応じて修正
- ②の記載内容修正
- ③の記載内容修正

④避難先で必要となる物資・燃料の確保状況

- 避難先で必要となる物資は、避難先であるホテルから避難生活に必要な生活物資の提供を受けるとともに、北海道と災害時協定を締結している指定業者等からの流通備蓄と避難先自治体による備蓄のほか、日本赤十字社北海道支部に備蓄された物資(生活用品等)を、北海道トラック協会等の協力を得て、一時滞在場所及び避難先に搬送する。
- 北海道及び避難先自治体が備蓄している物資が不足する場合、北海道から、原子力災害対策本部に対し物資調達の実請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、原子力災害対策本部は、物資関係省庁(総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)に対しこの要請を伝達、または要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。

「避難先で必要となる物資・燃料の確保状況」: 緊急時対応P.92、95から引用

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 国が確認する事項
 - 3ポチ目の記載内容
 - <確認ルート①: 現地事故対策連絡会議事務局住民安全班⇔事故対策本部(ERC)>
 - <確認ルート②: 道本部⇔事故対策本部(ERC)> (※OFCに要員が参集できない場合)
- 道が確認する事項
 - 1ポチ目及び2ポチ目の記載内容
 - <確認ルート①: 現地事故対策連絡会議事務局住民安全班⇔(道現地本部)⇔道本部>
 - <確認ルート②: 道本部にて把握> (※OFCに要員が参集できない場合)
 - ※ 災害時協定締結業者、日本赤十字社北海道支部、北海道トラック協会等と実際に調整を進めている場合はその旨記載
- 計画変更が必要な場合はOFC(OFCに要員が参集できない場合は道本部)が立案。その際、道、泊村、共和町との協議が必要。

- 自宅での屋内退避の実施を原則
- 自宅にて屋内退避の実施が困難な場合は、安全な近隣の指定避難所等において、屋内退避等を実施

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 13町村が確認する事項
 - 自宅にて屋内退避の実施が困難な場合に備え、近隣の指定避難所等の開設有無、開設している場合には箇所数とその名称
 - 町内の観光客等一時滞在者の状況確認
<確認ルート①: 現地事故対策連絡会議事務局住民安全班 ⇄ (町村連絡員) ⇄ 町村本部 >
<確認ルート②: 道本部 ⇄ 町村本部 > (※OFCに要員が参集できない場合)
- 13町村の報告内容をもとに記載。(必要に応じてヘッダー部分を修正)

①屋内退避を確実にを行うための対応策

- 無用な被ばくをしないために、屋内退避の周知を徹底する。
- 以下、追記すべき事項があれば追記

②必要となる物資の確保状況

- 関係町村では、食料及び生活物資等の備蓄を実施しているが、万が一不足等が生じる事態となった場合、北海道が調整を行い、道内の全市町村や物資供給等に関する協定を締結している民間事業者等の協力を得て、食料及び生活物資等を融通・供給。
- 北海道及び関係町村が備蓄している物資が不足する場合、北海道から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内在が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、原子力災害対策本部は、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に対しこの要請を伝達、または要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。

緊急時対応P.90等から引用

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 国が確認する事項
 - ①の立案
 - ②3ポチ目の記載内容
 - <経路①: 現地事故対策連絡会議事務局住民安全班⇔事故対策本部(ERC)>
 - <経路②: 道本部⇔事故対策本部(ERC)> (※OFCに要員が参集できない場合)
- 道が確認する事項
 - ②1ポチ目及び2ポチ目の記載内容
 - <経路①: 現地事故対策連絡会議事務局住民安全班⇔(道現地本部)⇔道本部>
 - <経路②: 道本部にて把握> (※OFCに要員が参集できない場合)
- 13町村が確認する事項
 - 屋内退避に必要な物資等の状況、足りない場合は具体的な品目数量等
 - <経路①: 現地事故対策連絡会議事務局住民安全班⇔(町村連絡員)⇔町村本部>
 - <経路②: 道本部⇔町村本部> (※OFCに要員が参集できない場合)
- ①②の記載内容について確認、必要に応じて修正

- 対象住民の避難等の指示の広報については、以下の点を考慮して周知を行うこと。

(PAZ・UPZ共通)

- ✓ 周知方法として、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、緊急速報メール等を活用し、複数の手段により住民に確実に周知すること。
- ✓ 現在、放射性物質は放出されていないため、各町村の指示に従い、落ち着いて行動すること。

(PAZ)

- ✓ 渋滞対策のため、自家用車の場合は、できる限り近隣の住民と乗り合わせて移動すること。

(UPZ)

- ✓ 屋内退避をする住民は、慌てずに各町村の指示に従い、自宅内又は近隣の避難所で屋内退避を行うこと。なお、外出は極力控えること。
- ✓ 自宅にて屋内退避の実施が困難な場合は、安全な近隣の指定避難所等での屋内退避等を実施すること。

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 国が確認する事項

- 記載内容全体

<確認ルート①: 現地事故対策連絡会議事務局住民安全班⇔事故対策本部(ERC)>

<確認ルート②: 道本部⇔事故対策本部(ERC)> (※OFCに要員が参集できない場合)

- 道が確認する事項

- 記載内容全体

<確認ルート①: 現地事故対策連絡会議事務局住民安全班⇔(道現地本部)⇔道本部>

<確認ルート②: 道本部⇔事故対策本部(ERC)> (※OFCに要員が参集できない場合)

- 13町村が確認する事項

- 記載内容全体

<確認ルート①: 現地事故対策連絡会議事務局住民安全班⇔(町村連絡員)⇔町村本部>

<確認ルート②: 道本部⇔町村本部> (※OFCに要員が参集できない場合)

- 道、13町村から意見等があった場合や計画変更を行った場合には、必要に応じて修正